

合併協議会だより

第3号

平成16年11月1日

編集・発行 / 田原市・渥美町合併協議会事務局

皆さんのご意見・ご質問をお待ちしています

住所 ● 田原市田原町南番場30番地1(田原市役所内)

ホームページ ● <http://gappei.idct.org>

メールアドレス ● tahara-atsumi@gappei.idct.org

TEL ● (0531)23 - 3591 FAX ● (0531)23 - 0180



新市のまちづくり講演会を開催

9月30日、10月8日、10月26日、
田原市役所で「第4回・第5回・第
6回田原市・渥美町合併協議会」を
開催しました。

第4回協議会では、「地方税の取
扱い」、「一般職の職員の身分の取扱
い」、「特別職の身分の取扱い」、「条
例・規則等の取扱い」、「事務組織及
び機構の取扱い」についての5項目
が確認され、また、新市建設計画の
作業状況を報告しました。

第5回協議会では、「一部事務組
合等の取扱い」を始めとする10項目
が確認され、「合併の期日」、「農業委
員会委員の定数及び任期の取扱い」、「
消防団の取扱い」、「各種事務事業の
取扱い(うち14項目)」を提案し協議
されました。

第6回協議会では、新市建設計画
について、県との事前協議案を提案
し確認されました。

今回は、これらの概要及び当協議
会が開催した「新市のまちづくり講
演会」についてお知らせします。

第4回
合併協議会の結果
9月30日(木)田原市役所

第4回の合併協議会では、議題として、確認事項5項目、提案事項11項目が提出されました。

確認事項

(協定項目8) 地方税の取扱いについて

「地方税の取扱いについては、田原市の制度に統一する。ただし、都市計画税及び国民健康保険税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条の地方税に関する特例の規定を適用し、次のとおり取り扱うものとする。」

1 都市計画税については、合併年度及びその翌年度は、現行のとおりとする。

2 国民健康保険税については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整し統一する。「
こと」で確認されました。

(協定項目9) 一般職の職員の身分の取扱いについて



田原臨海工業地帯

- 1 渥美町の一般職の職員は、すべて田原市の職員として引き継ぐものとする。
- 2 渥美町の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。
- 3 職員数については、定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。「
こと」で確認されました。

(協定項目10) 特別職の身分の取扱いについて

「渥美町の常勤の特別職(教育長を含む。)の職員の身分の取扱いについては、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」「こと」で確認されました。

(協定項目11) 条例・規則等の取扱いについて

「田原市の条例・規則を適用するものとする。ただし、合併協議会で協議・確認された各種事務事業等の調整内容に係る条例・規則については、その調整内容を踏まえて規定の整備を行うものとする。」「こと」で確認されました。

(協定項目12) 事務組織及び機構の取扱いについて

「1 新市の事務組織及び機構は、次の方針に基づき整備する。
地方分権における行政課題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構
住民の声を適正に反映できる組織・機構
住民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構
指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構

簡素で効率的な組織・機構

- 2 現在の渥美町役場については、支所として存続させるものとする。なお、支所の組織については、住民サービスが低下しないように十分配慮し、段階的に再編、見直しを行うものとする。」「
こと」で確認されました。

提案事項

(協定項目13) 一部事務組合等の取扱いについて

(協定項目14) 使用料、手数料等の取扱いについて

(協定項目15) 諮問機関等の取扱いについて

(協定項目16) 補助金・交付金等の取扱いについて

(協定項目17) 町名・字名の取扱いについて

(協定項目18) 慣行の取扱いについて

(協定項目19) 国民健康保険事業の取扱いについて

(協定項目20) 介護保険事業の取扱いについて

(協定項目21) 消防団の取扱いについて

(協定項目22) 行政区の取扱いについて

(協定項目23) 公共的団体等の取扱いについて
以上11項目が提案され、今回の協議会で確認事項として協議されます。

第5回 合併協議会の結果

10月8日(金)田原市役所

第5回の合併協議会では、議題として確認事項10項目、各種事務事業の一部(14項目)を含む提案事項18項目が提出されました。

確認事項

(協定項目13) 一部事務組合等の取扱いについて

「1 田原渥美清掃施設組合及び田原渥美視聴覚ライブラリー協議会については、合併の日の前日をもって解散する。なお、田原渥美清掃施設組合については、次のとおりとする。

田原渥美清掃施設組合の事務

及び財産は、田原市が引き継ぐものとする。

田原渥美清掃施設組合の一般職の職員は、すべて田原市の職員として身分を引き継ぐものとする。

田原渥美清掃施設組合の一般職の職員の給与、任免、配置その他の身分の取扱いについては、田原市の職員との均衡を考慮して公正に取り扱うものとする。

2 愛知県市町村職員退職手当組合、豊橋田原渥美広域市町村圏協議会、東三河地方教育事務協議会及び田原渥美土地開発公社については、渥美町は合併の日の前日をもって脱退する。」

(協定項目14) 使用料、手数料等の取扱いについて

「1 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設等の使用料は、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。
2 手数料については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」

ことで確認されました。



(協定項目15) 諮問機関等の取扱いについて

「両市町に置かれている諮問機関等は、田原市に統合するものとする。」

なお、独自に置かれている諮問機関等については、実態を考慮し整備するものとする。委員構成については、両市町の長が別に協議して定めるものとする。」

(協定項目16) 補助金・交付金等の取扱いについて

「補助金・交付金等の取扱いについては、従来からの経緯、実績等に配慮し、原則として次の区分により調整するものとする。

両市町で同一あるいは同種の補助金等については、田原市の制度に統一する。

各市町独自の補助金等については、両市町全体の均衡を保持しつつに調整する。

他の補助金等に整理統合できる補助金等については、統合の方向で調整する。」

(協定項目17) 町名・字名の取扱いについて

「渥美町の町・字の名称及び区域は、基本的に現行のとおりとし、「大字」「字」を削除した名称に変更する。ただし、これにより難い場合については、必要に応じ、変更を行うものとする。」

《解説》

町名・字名の取扱い

(例)渥美郡渥美町大字

古田字岡ノ越6番地4



田原市古田町

岡ノ越6番地4

となります。

基本的に田原市の住所表示に変更はありません。

(協定項目18) 慣行の取扱いについて

「1 市章、市民憲章、市の花・木等

市章、市民憲章、市の花・木等については、新たに制定することを検討するものとする。なお、合併時までに制定できない場合は、制定までの間、旧田原町時に制定した旧田原町の町章、町民憲章、町の花・木を用いるものとする。

2 各種宣言

田原市の各種宣言を新市の各種宣言として用いるものとする。

3 表彰制度

渥美町の現行制度を廃止し、

田原市において新たに創設する制度に統一するものとする。」

ことで確認されました。

(協定項目19) 国民健康保険事業の取扱いについて

「1 保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

2 保健事業については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。」

ことで確認されました。

(協定項目20) 介護保険事業の取扱いについて

「1 被保険者の資格管理等に係る事務及び保険給付事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

2 第1号被保険者の保険料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度以降は新市において調整する。

3 介護保険事業計画については、新市において策定する。」

ことで確認されました。

(協定項目22) 行政区の取扱いについて

「田原市の制度(校区総代制)を適用する。」

《解説》

行政区の取扱い

校区総代制とは、小学校単位の校区総代を設置し、各自治体単位の総代の取りまとめ及び校区内の自治組織の総括をする。

【現況】

自治組織

田原市

校区総代12名(任期2年)

地区総代77名(任期1年)

渥美町(26自治会)

駐在員25名(任期1年)

(施設)

田原市については、市が小学校単位の市民館を整備している。

渥美町については、自治会ごとに1つ(福江は2)公民館又は分館がある。

【調整内容】

田原市の制度(校区総代制)を適用する。

校区総代20名(20小学校区)

地区総代103名(103行政区)

施設については、各校区に校区市民館(公民館)を整備することになります。



地域住民の活動拠点となる市民館

(協定項目23) 公共的団体等の取扱いについて

「公共的団体等については、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。

1 両市町共通の団体について

合併後の一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。

国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、



地域防災の担い手
「消防団」

そのあり方について協議する。統合に時間を要する団体については、将来の統合に向け調整に努める。

2 各市町独自の団体について原則として、現行のとおりとする。」

こと確認されました。

提案事項

(協定項目21) 消防団の取扱いについて【再提案】

「消防団は田原市に統合し、報酬及び費用弁償等については田原市の制度に統一する。

分団編成については、合併時まで、田原市の現行9分団を6分団に、渥美町の現行9分団を3ないし4分団とすることを目標に再編するものとする。」と提案されました。

《解説》
消防団の取扱い

【現況】

正副団長を除く	渥美町										田原市										分団人員	区域
	西部第3	西部第2	西部第1	中部第4	中部第3	中部第2	中部第1	東部第2	東部第1	若戸	赤羽根	高松	北部	中部	野田	南部	神戸	東部				
25	30	35	30	35	35	55	25	45	50	54	36	66	60	65	51	88	66					
日出・伊良湖	堀切	和地・小塩津・土田	亀山・西山	小中山	中山	長沢・福江・向山・保美	山田・高木・折立・古田	伊川津・石神・夕陽が浜	村松・馬伏	宇津江・江比間・八王子	池尻・若見・越戸	赤羽根	高松	光崎	緑が浜・白浜・姫見台・白磯	吉胡・浦・波瀬・片浜・白谷	田原	芦村・野田・仁崎・ほとと台	加治・大久保・赤石	東神戸・東赤石	神戸・西神戸・大草・南神戸	六連・谷熊・豊島・やくま台

(協定項目2) 合併の期日について

「合併の期日は、平成17年10月1日とする。」と提案されました。

《解説》

合併の期日

合併の期日については、特に法律上の定めがあるものではなく、両市町の協議の合意により決定するものです。

合併の期日のポイントは、住民への周知の時間、住民生活への影響、市長及び町長の任期、議会議員等の任期等の理由を総合的に勘案して判断することが望ましいとされています。

まず田原市にとって象徴的な日である、8月20日を検討しましたが、両市町の住民基本台帳、印鑑登録、資産税等の電算システム統一について時間が短く、各種届出、証明書の交付等について支障をきたすことにもなりかねず、住民の皆さんの生活に直接影響するもので、適当ではないのではないかと考えました。

提案の日は、年度の後半の初日と区切りがよく、決算や事務事業の引き継ぎ等を混乱せずに行うことができます。また、電算

システム統一等の事務作業の時間もとれるとともに、土曜日でシステムの切り替え、運用テストもスムーズに行いやすいことなど総合的に考えると、平成17年10月1日が合併の期日にふさわしいと考えました。

(協定項目7) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

1 渥美町の農業委員会は、田原市の農業委員会に統合するものとする。

2 田原市の合併前の一般選挙(H17.7)は、委員定数を12人に改正し、選挙区を設けず実施する。

3 渥美町の農業委員会の委員で選挙による委員は、現委員であらかじめ互選した8人について、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第2号の規定を適用し、田原市の農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き田原市の農業委員会の委員として在任するものとする。

4 農業委員会の部会は、現在の田原市農業委員会委員の任期限

《解説》

農業委員会委員の定数及び任期

	田原市	渥美町
現況	委員構成 選挙による委員 23人(合併特例) 選任による委員 2人 (農業協同組合推薦1人、農業共済組合推薦1人) 選任による委員 5人 (議会推薦5人) 委員の任期 平成17年7月27日 部会の構成 農地部会 16人 農政部会 14人	委員構成 選挙による委員 18人 選任による委員 2人 (農業協同組合推薦1人、農業共済組合推薦1人) 選任による委員 5人 (議会推薦5人) 委員の任期 平成18年6月1日 部会の構成 なし
調整内容	委員構成 選挙による委員 20人(田原市選出12人、渥美町互選 在任 8人) 選任による委員 3人(農業協同組合推薦1人、農業共済組合推薦1人、土地改良区推薦1人) 選任による委員 4人(議会推薦4人) 委員の任期 平成20年7月27日 部会の構成 現在の田原市農業委員会委員の任期で廃止する。 備考 農業委員会等に関する法律の改正(平成16年5月26日公布) ・選任委員の選出方法の見直し 新たに土地改良区から選任委員を1人追加 議会推薦の学識経験者は5人以内から4人以内へ ・農地部会設置が任意に緩和(現行は、選挙による委員が2人以上の委員会は必置)	

りて廃止する。」と提案されました。

(協定項目25) 各種事務事業の取扱いについて

「各種事務事業については、住民サービスの低下を招かないよう配慮しながら、次によりその一元化に向け調整を図るものとする。

原則として、田原市の制度に統一することを基本とする。

両市町において取扱いが異なるものについては、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」

と提案されました。

(25 1) 国際交流・広域交流事業について

「国際交流・広域交流に関する各種事務事業については、現行の両市町の各事務事業を新市において引き続き実施するものとする。」と提案されました。

(25 2) 電算システム事業について

「電算システムに関する各種事務事業については、原則として田原市の制度及び処理方式(システム)に統一する。ただし、一部のシステムについては事務の効率化を図るため、



地域と地域の交流が新たな意識を生み、文化を育てる

業務委託を拡大する。なお、合併年度については、各事務事業の実態に合わせた処理方式とする。」と提案されました。

(25 3) 広報広聴関係事業について

「広報広聴に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」と提案されました。

(25 4) 納税関係事業について

「納税に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度調整するものとする。」と提案されました。

(25 5) 消防防災関係事業について

「1 消防本部及び消防署は、合併時に田原市の制度に統一する。なお、渥美町消防本部は合併時に田原市消防本部に統合し、渥美町消防署は田原市消防署の分署とする。」

田原市消防署の管轄区域については、合併後の田原市全域とする。

2 防災関係事業については、合併時に田原市の制度に統一する。

3 地域防災計画及び消防計画は、新市において速やかに新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

4 少年・幼年消防クラブ及び危

険物安全協会は、田原市の制度に統合し、防火協会は、田原市の制度を適用する。

5 その他消防防災に関する各種事務事業については、原則として合併時に田原市の制度に統一する。」

と提案されました。

(25 6) 交通関係事業について

「1 交通安全計画については、新市において新たな計画を策定する。なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。」

2 巡回バス等については、新市において検討する。

3 その他交通に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」と提案されました。

(25 7) 窓口業務について

「窓口業務については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ調整を行うものとする。」と提案されました。

(25 8) 保健衛生事業について

「1 在宅当番医制度は、新市において医師会・歯科医師会と調整する。ただし、合併年度は現行のとおりとする。」

2 その他保健衛生に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」

と提案されました。

(25 9) 障害者福祉事業について

「1 障害者計画については、田原市の制度に統一し、新市において新たな計画を策定する。」

2 その他障害者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」

と提案されました。

(25 10) 高齢者福祉事業について

「高齢者福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一



する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」と提案されました。

(25 11) 児童福祉事業について

「児童福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難しい場合は、両市町の実態に合わせ新市において調整するものとする。」と提案されました。

(25) 12) 保育事業について

「1 保育所については、渥美町の「保育所統合実施計画」を引き継ぐとともに、幼保一元化への対応及び統廃合について検討していく。

2 保育料については、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から田原市の制度に統一する。

3 特別保育事業については、合併年度は現行のとおりとし、新市において調整する。

4 その他保育に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難い場合は、両市町の実態に合わせて新市において調整するものとする。」
と提案されました。

(25) 13) 生活保護事業について

「生活保護に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。」と提案されました。

(25) 14) その他の福祉事業について

「その他の福祉に関する各種事務事業については、田原市の制度に統一する。ただし、これにより難い場

合は、両市町の実態に合わせて新市において調整するものとする。」と提案されました。

以上、再提案の「消防団の取扱い」を含む18項目が提案され、第7回の協議会で確認事項として協議されました。

第6回
合併協議会の結果
10月26日(火)田原市役所

愛知県事前協議に係る新市建設計画の原案について

第6回合併協議会において当協議会の新市建設計画「田原市・渥美町まちづくり推進計画」の県事前協議案が確認されました。これで直ちに県との事前協議を始め、県の事前協議回答、県本協議案の作成、同案の確認・本協議開始と進め、12月初旬の策定を目指します。(当計画は、策定後に概要版を全戸配布する予定です。)



渥美半島の可能性を探って

新市建設計画の施策の体系

新市の課題

- ・産業の活性化
- ・幹線道路の整備
- ・生活基盤の整備
- ・地域防災対策の充実
- ・地域コミュニティの確立
- ・市街地の整備
- ・教育文化の振興
- ・環境社会への対応
- ・広域的な地域整備
- ・行財政改革の実現

将来都市像

うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)
～地域の個性と連携を目指して～

将来目標

- ・個性が響き合う地域
- ・安全で安心して暮らせる地域
- ・うるおいのある美しい地域
- ・参加と協働による活力ある地域
- ・世界に開かれた地域

新市の主要施策 「ガーデンシティ・プロジェクト」

1. 地域の個性を活かした基盤整備の推進
2. 安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進
3. 地域環境の保全と資源循環の推進
4. 市民参加・協働型自治の推進
5. 地域を担う人材育成・教育文化の振興
6. 産業活力の創出
7. 広域連携による地域整備の推進

新市の戦略ビジョン 「ウインド&ウェーブ」

1. 住民自治構想(ホームタウン構想)
2. 安心安全構想(セーフティシティ構想)
3. 環境共生構想(エコロジーシティ構想)
4. 資源活用構想(ミュージアムシティ構想)
5. 雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想)

新市の土地利用の方向性

1. 地区拠点の整備
新市中心市街地
赤羽根市街地
福江市街地
新市交流拠点
(中央、スポーツ・文化、伊良湖、三河湾、表浜)
2. 特徴的ゾーンの整備
(臨海産業、農業活性化、表浜海浜環境、三河湾環境、自然景観形成)
3. 新市道路ネットワークの整備
広域幹線道路
新市交流軸と循環道路

地域経営(シティマネジメント)

まちづくり講演会を開催

各会場とも小学生による「僕の夢・私の夢」の発表が行われた後、講師の先生方から大変興味深いお話を聞くことができ、各会場の大勢の皆さんに今回の合併問題やこれからのまちづくりについて真剣に考えていただきました。

第1回 「合併からまちづくりへ

浜松の事例から田原・渥美の未来を考える」

9月28日(火) 田原文化会館

講師：静岡文化芸術大学副学長

上野征洋 氏

概要 分権型行政と合併問題など

で「変わりゆく国と地域のかたち」について解りやすく解説された後、12市町村による合併への取組事例「政令市『浜松』への歩みと展望」を「紹介され、最後に「田原・渥美の未来」について「示唆をいただきました。田原市は「東海の星」「小さな巨人」になることも可能。また、両市町の意識の違いは、新たな「共生」ともいき「」のビジョンが大切と話されました。

第2回 「今ふるさとを想う 変わる時代の流れ」

10月8日(金) 渥美町文化会館

講師：高千穂大学客員教授

山本雄二郎 氏

概要 「ご出身の福江から成章中学

に進学し、当時の田原に来た頃の大きな驚きを例に、まちの違い・時代の移り変わりなど、大変なつかしいお話から始まり、その後、「ご自身が40年間ご専門として関わってきた交通・観光分野の体験談について触れていたいただきました。最後には、半島観光・産業観光・新たなネットワーク化などを提言され、これらを3本(旧3町)の矢で力を合わせて進めることの必要性などを話されました。

第3回 「渥美半島の人と自然 新しいまちづくりを目指して」

10月26日(火) 田原文化会館

講師：愛知大学名誉教授

河合秀敏 氏

概要 田原市白谷出身の先生は、地元への愛着を語りながら、渥美半

島は一つ、合併は時の流れに沿えば健全な選択であると話されました。渥美半島のこれまでの発展は、豊川用水や臨海工業の貢献が大きく、今後これらを大事に育てることが必要。また、渡辺筆山や藤村、芭蕉等の「歴史・文化」、日本一の「農業」、美しい自然を持つ「観光」、ウミガメとの共存による「赤羽根港周辺整備」等に力を入れるべきと示唆されました。

合併協定項目

平成16年10月26日現在

項目	状況
1 合併の方式	
2 合併の期日	
3 新市の名称	
4 新市の事務所の位置	
5 財産及び債務の取扱い	
6 議会議員の定数及び任期の取扱い	
7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8 地方税の取扱い	
9 一般職の職員の身分の取扱い	
10 特別職の身分の取扱い	
11 条例・規則等の取扱い	
12 事務組織及び機構の取扱い	
13 一部事務組合等の取扱い	
14 使用料、手数料等の取扱い	
15 諮問機関等の取扱い	
16 補助金・交付金等の取扱い	
17 町名・字名の取扱い	
18 慣行の取扱い	
19 国民健康保険事業の取扱い	
20 介護保険事業の取扱い	
21 消防団の取扱い	
22 行政区の取扱い	
23 公共的団体等の取扱い	
24 地域審議会の取扱い	
25 各種事務事業の取扱い	

国際交流・広域交流事業	健康づくり事業
電算システム事業	ごみ収集運搬業務事業
広報広聴関係事業	環境対策事業
納税関係事業	農林水産関係事業
消防防災関係事業	商工・観光関係事業
交通関係事業	勤労者・消費者関連事業
窓口業務	建設関係事業
保健衛生事業	上下水道事業
障害者福祉事業	学校の通学区域
高齢者福祉事業	学校教育事業
児童福祉事業	文化振興事業
保育事業	コミュニティ 施策
生活保護事業	社会教育事業
その他の福祉事業	社会福祉協議会 その他事業

26 新市建設計画

= 基本方針が確認された項目
= 現在協議中の項目

合併協議会	開催日	開催場所	開催時間
第7回	11月11日(木)	渥美町	13時30分
第8回	11月25日(木)	田原市	10時00分

田原市・渥美町合併協議会開催日程(11月分)
開催場所、日時については変更することがあります。